

令和5年度 固定資産税（償却資産） 申告の手引

税務行政につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在、所有している償却資産を資産所在地の市長に1月31日（土曜日又は日曜日に当たる場合は、翌月曜日）までに申告することになっています。
つきましては、この「申告の手引」を参照のうえ、資産の所在する区ごとに申告書を作成し、北九州市役所財政局税務部固定資産税課に提出してください。

なお、令和5年度からは、毎年申告時に添付をお願いしていました固定資産台帳等の提出は求めません。実地調査の時期にハガキ等で別途ご提出をお願いしますので、その際にご協力ください。

ご来庁による新型コロナウイルス感染等のリスクを低減するため、申告書の提出はeLTAX（電子申告）または郵送でお願いします。郵送の際は、同封の返信用封筒をご利用ください。

※控えの返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、ご同封ください。

提出前に次の確認をお願いします。

チェック（申告書について）

- 申告書に連絡先は記入していますか？
- 申告書に資産所在地は記入していますか？
- 個人番号又は法人番号は記入していますか？

チェック（種類別明細書について）

- 増加資産の耐用年数は記入していますか？
- 増加事由の欄（1～4）は記入していますか？

北九州市ホームページから、申告書・申請書様式をダウンロードできます。

北九州市ホームページのご案内 <<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>>

固定資産税（償却資産）のページの検索の仕方

北九州市 償却資産 検索

<<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/zaisei/26000004.html>>

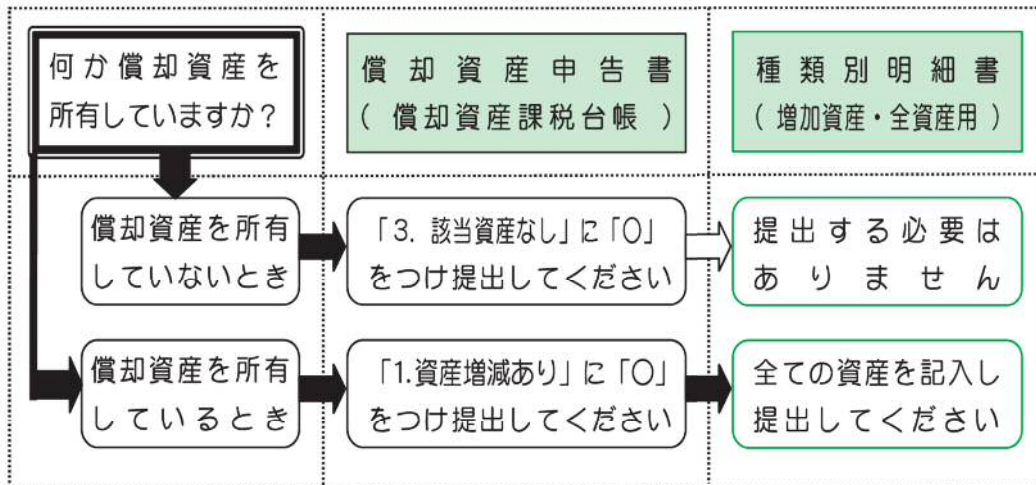
提出は 令和5年1月20日（金）までに ご協力を！

北九州市

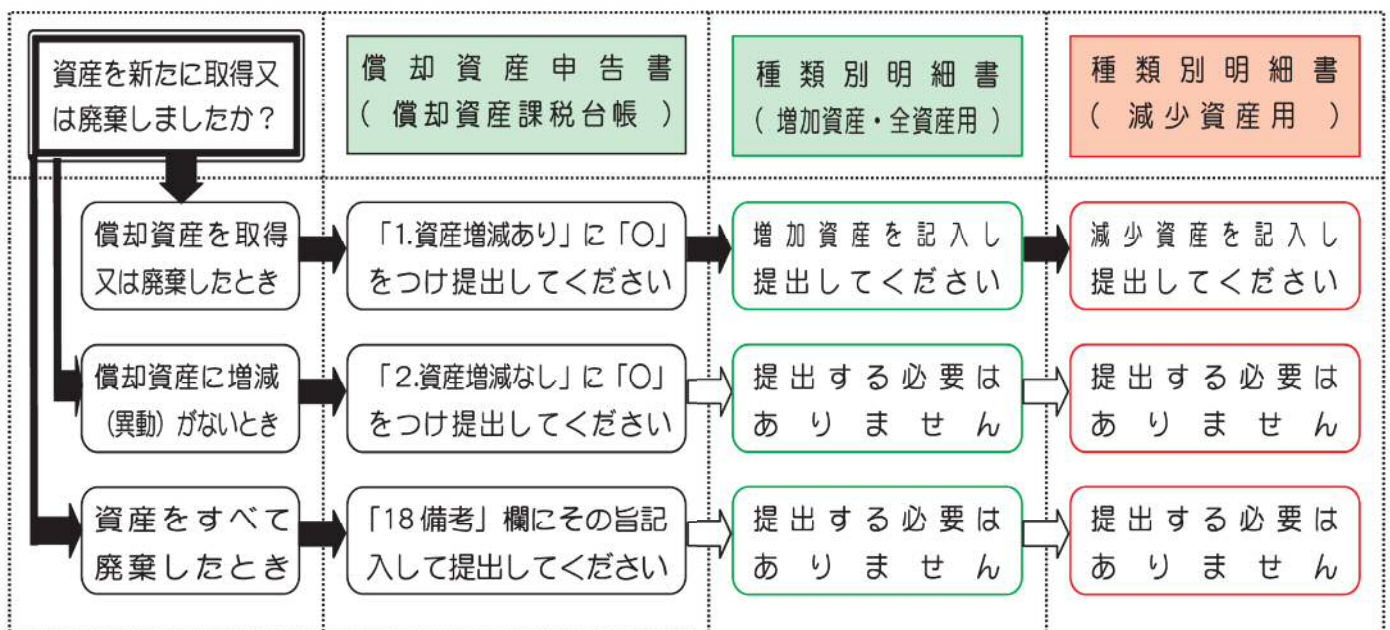
償却資産の申告とは

償却資産とは、土地、家屋以外の「事業用の機械や器具、備品などの固定資産」で、
 一品の価格がおおむね10万円以上のものをいいます。(詳細については4頁参照)

1 新たに事業をはじめた方（初めて申告される方）



2 継続して事業を行っている方（前年度までに申告された方）



《 目 次 》

I	償却資産のあらまし	
1	償却資産とは	2
2	資産の種類と主な償却資産	2
3	業種ごとの主な償却資産	3
II	償却資産の申告方法等について	
1	申告の必要な方は	4
2	申告の対象となる資産とは	4
3	申告の対象とならない資産とは	5
4	提出していただく書類	6
5	申告書の提出期限	7
6	郵送申告される方	7
7	複数区に事業所がある方	7
8	「償却資産申告状況書」の利用方法について	7
9	eLTAX（電子申告）を利用される方	7
10	申告しなかった方、又は虚偽の申告をした方	8
11	実地調査協力をお願い	8
12	償却資産の課税標準額・免税点・税率など	8
III	電子計算機処理による申告（電算申告）方法	9
IV	償却資産申告書の記入例	
1	償却資産申告書の記入例	10
2	種類別明細書の記入例（増加資産・全資産用）	12
3	種類別明細書の記入例（減少資産用）	14
V	詳しくお知りになりたい方へ	
1	償却資産の課税客体となる車両	16
2	償却資産と家屋の区分	17
3	賃借人（テナント）の方等が施工した内装などについて	21
4	マイナンバー法による本人確認資料の提出について	21
5	借用資産（リース資産）について	22
6	所有権留保付資産について	22
7	国税との主な違い	23
8	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度 について	23
9	課税標準の特例該当資産	24
VI	減価残存率一覧表	25
VII	申告書の提出先及び問合わせ先	26